

<参考>

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抜粋）

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

（中略）

（計画等に対する事前了解）

第6条

（第1項～第2項：略）

3 丙は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱（抜粋）

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（中略）

（計画等に対する事前了解）

第4条

（第1項：略）

2 協定第6条第3項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。

- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあつては、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

（第3項：略）